

令和6年度 亀岡市立育親学園 部活動規定および方針

1 方針

本校教育活動の一環として、育成し奨励する。

2 目的

部活動は集団活動を通して、集中力や粘り強さを養い、個性の伸長を図り、集団の一員としての自覚を深め、自主的・自発的な態度を養う。

3 目標

- (1) 自主的・自発的な集団の中で互いの連帯を高め自治能力を育てる。
- (2) 規則を守り、公正な態度を育て、粘り強さを養う。
- (3) 健全な心身の発達と技術の向上を図る。

4 指導

- (1) 部長を中心に自主的な運営をめざす。
- (2) 部長会を開き、部活動の活性化を進める。
- (3) 対外試合については、顧問の指示に従うこと。
- (4) 口丹波中学校体育連盟の申し合わせ事項を厳守すること。

5 設置部

男女共通・・・陸上競技、剣道、サッカー、美術
女子のみ・・・バレーボール、ソフトテニス

6 入部について

- (1) 7年生はいずれかの部活動への入部を推奨する。8・9年時も継続を推奨する。
※社会体育等で部活動に参加できない場合を除いては、入部を基本（原則）とする。
※個別の事情により入部・継続が困難な場合には、学年・管理職とで相談する。
- (2) 入部届を保護者の確認の上で提出する。
- (3) 一斉部活動会の後、活動を開始する。

7 活動時間について

3・4・10・11月第1週	夏校時（5月～9月）	冬校時（11月第2週～2月）
活動 15:30～16:45	活動 15:30～17:00	活動 15:30～16:30
下校 17:00 【1.25単位】	下校 17:15 【1.5単位】	下校 16:45 【1単位】

- (1) 平日（授業日）の活動は、60分を1単位として、年間168単位以内の活動とする。
- (2) 活動時間は、準備・片付けを除き、平日（授業日）は2単位、土日・祝日は、3単位までとする。
また、長期休業期間中に活動する際も、土日・祝日の活動に準ずる（ただし、練習試合はこの限りではない）。

- (3) 平日に1回と、土日どちらかで休養日を設ける。ただし、土日で大会等がある場合は月曜日を休養日とする。また、土日の連続した休養日を、「学校の業務を休止する日」を除き、年間10回以上設ける。
- (4) 朝練習は、原則行わない。
- (5) 短縮授業期間等の活動時間は、別途連絡をする。

8 服装・持ち物について

- (1) 活動時は、制服・体操服・各部で作成したTシャツ・ユニフォーム等、各部活で認められた服装で行う。活動時の服装で下校をしてもよい。顧問の確認のもと、大会記念Tシャツ等での活動も認めるが、保護者の負担が大きくなるように、十分に配慮することとする。
- (2) 各部のシューズなどは持ち帰る。
- (3) 登下校においては通学靴を履くこと。(休日の日はその限りではない)
- (4) カバンの使用については学校生活のきまりに従うが、大会等で用品が傷むことを考慮し、顧問の許可のもと、例外を認めることはある。
- (5) ネックウォーマーは登下校時のみとし、部活動では使用しない。
- (6) 防寒用としてアンダーシャツを着用する場合、袖やタートルがポロシャツや体操服等から出てしまうものの着用は認めない。

9 部活動の停止について

- (1) 原則、定期テストの5日前より部活動停止とする。
- (2) 職員会議・職員研修があるときは停止する。
- (3) 行事取組など指定された期間、顧問が指定した期間

10 その他

- (1) 大会出場に際し、他の部からの生徒の参加について
部員数が不足し、団体種目等の大会参加が困難な際に、他の部に所属する生徒を参加させる場合には、生徒に声をかける前に必ず管理職に相談の上、顧問間で連携して進めることとする。
- (2) 部の設置・廃部について
部員数の減少などにより活動継続が困難な部については廃部を検討する。
- (3) 戸締まりについて
体育館・グラウンド体育倉庫等、活動場所の鍵を開けたら、すぐに返却すること。